

2018年1月1日改定

D1規則

序文

D1競技は、定められた曲線コースを「ドリフト角度とアクセルワーク」によってコントロールして「ダイナミックに（キビキビと）美しく（調和を取り）」走り抜ける運転技術を競う競技で、同時に観戦者に対するアピール力等、エンターテインメント性の高い競技である。

このD1競技スタイルの発展をはかるため、D1競技関係者および各国のD1代表機関代表により形成されるのが、D1競技国際統轄組織のD1 ASSOCIATIONである。本規則内でいうD1 JAPAN ORGANIZATIONは日本国内におけるD1代表機関の名称である。

1. D1競技の国際的統轄

D1 ASSOCIATIONは、D1競技を統轄するための規則を制定し、かつ実施する権利を有する唯一の機関であり、D1名称を使用する競技をおこなう者は、D1 ASSOCIATIONの承認を得なければならない。

2. D1 規則

D1 ASSOCIATIONは、前項の権能を行使するため、本D1規則をD1スタイル競技会の基幹ルールとして制定する。

3. D1 ASSOCIATIONの統轄

- D1 ASSOCIATIONは、D1名称を使用するドリフト競技を統轄する国内唯一の機関として各国代表機関を公認する。
- D1 ASSOCIATIONに公認された各国の代表機関は、D1規則を承認し、かつその規則を遵守するとともに該当する国内のD1競技関係者にD1規則を遵守させなければならない。
- D1 ASSOCIATIONに公認された各国の代表機関は、D1規則に準じたD1国内競技規則をD1 ASSOCIATIONの承認の基に制定して施行することができる。
- D1競技会を開催する者は、本項1)の機関にD1競技会開催を認められた者でなければならない。
- D1 ASSOCIATIONの認める競技会は、上級を目指す競技スポーツとしての「公認競技会」と趣味的に楽しむ生涯スポーツとしての「承認競技会」に区分する。
 - 「公認競技会」は本規則に準拠したD1国内競技規則に定められた規則で全国統一の規則に基づき開催され、参加者は本規則付則-A「ライセンス規定」3.1)および2)に定める競技ライセンス保有者でなければならない。
 - 「公認競技会」とは、競技成績に基づくドライバーランキングにより競技スポーツとしての上昇志向の参加者のための競技である。
 - 「承認競技会」とはD1国内競技規則に準拠した大会特別規則書に基づき開催され、各地域のニーズにあったスポーツレジャーとして開催できるように、主催者が定める競技内容が実施できる余地が残された競技会である。参加者は本規則付則-A「ライセンス規定」3.1)および2)に定める競技ライセンス保有者でなければならない。

4. D1競技大会

D1競技大会は以下に分類され、D1 ASSOCIATIONに公認された各国の代表機関がD1グランプリ(以下:D1GP)国際大会以外の競技会を公認して開催させることができる。

1) D1GP国際大会

D1GP国際大会は、D1 ASSOCIATIONが指定した主催者が、D1 ASSOCIATIONが定めた競技規則によってのみ実施することができる。

2) D1グランプリ大会

D1グランプリシリーズ(略称:D1GPシリーズ)は、その開催は唯一D1 JAPAN ORGANIZATIONによっておこなわれる。日本国以外の各国で開催されるD1グランプリ競技会は、D1 ASSOCIATION公認の基で「D1GP+国名」の名称で開催することができる。

3) D1ライツ(LIGHTS)大会

D1ライツシリーズは、D1グランプリシリーズとくらべ、より経済性を考慮したシリーズ規則と車両規則にておこなわれ、国内チャンピオンシップ競技大会として、各国のD1代表機関が公認して開催する。また各国のD1代表機関は、参加者の年齢、性別、活動地区等による制限を加えた国内チャンピオンシップを追加して設けることができる。

4) D1地方大会

国内の地方を限定したチャンピオンシップ競技会として各国のD1代表機関が公認または承認して開催される。

5) D1特別競技会

各国のD1代表機関は上記各シリーズ以外に、単発の競技会を開催させることができる。この場合、主催者は参加ドライバーの制限を競技会毎に定めることができる。参加ドライバーが開催国以外から参加する国際競技会とする場合には、競技会開催以前にD1 ASSOCIATIONの公認を得なければならない。

6) D1エキジビション

D1規則に定めない競技方法にておこなう競技形式のイベント、またはデモンストレーションイベントを開催させることができる。ただし、参加ドライバーが開催国に出場している選手以外から参加する場合には、当該ドライバーがそのドライバーの所属国のD1代表機関の許可を得ていなければならない。参加ドライバーの所属国にD1代表機関がない場合にはD1 ASSOCIATIONの許可を取得しなければならない。

5. D1競技関係者の行動規範

1) D1競技に関与するすべての者は以下に定める「行動規範」を遵守しなければならない。

- 常にファンへの感謝と競技をできる喜びの気持ちをもってD1競技に関わる。
- D1競技の魅力を保ち、仲間やファンを増やすことに努める。
- フェアプレーの精神を持ち、フェアな行動を心がける。
- 他の選手や競技役員などにも友情と尊敬をもって接する。
- 自己を守り、他の選手やコース員・競技役員、観客の安全に心がける。
- 競技中発生した損害はすべて自己責任であることを理解し行動する。
- ルールを守り、ルールの立法精神に則り行動する。
- 勝利の時は憤りを忘れず、また敗戦も誇りある態度で受け入れる。
- 周辺環境に配慮し、自然を大切に、廃油、ごみは持ち帰る。
- 法令および社会通念に反する行為をしてはならない。
- 薬物の乱用、暴走行為、差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に反対する。
- いわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行なう団体に所属、又は密接な関係を有しない。

2) バドックおよびピットにおける行動

- ファンならび関係者に対する暴言および悪意ある態度や行動をしてはならない。
- バドック内の車両移動は安全を第一として、いかなる場合でも徐行範囲の速度でなければならない。
- ピットおよびバドックでの整備作業は、防火、部品・液体の飛散防止を徹底しなければならない。
- ピットウォーク時間中はピット・バドックでの燃料給油やエンジン始動は禁止される。
- 喫煙する場合は定められた場所に限られる。
- アルコール類、睡眠・麻酔薬、および病気治療以外の薬物を摂取してはならない。

3) コース内における行動

- コース内への立ち入り、および車両のコース進入は、つねにコース員または競技委員の指示、あるいは許可に基づき行動しなければならない。
- コース内を走行する場合は不必要と判断される行為をしてはならない。
- 競技または指定エキジビション以外で、トラック上で観客アピールする為にタイヤスモークを発生させる行為をしてはならない。
- トラック上を走行中にオイル等の垂らし、または部品の脱落が予想される場合、直ちに走行ラインを外れ、安全な場所に停止してコース員の指示に従わなければならない。

6. D1競技規則の制定と施行

D1 ASSOCIATIONは毎年1月1日付でD1競技規則を更新制定し、すべてのD1大会主催者とD1競技参加者に対して施行する。すべてのD1大会主催者は本規則と矛盾する規則を運用してはならず、参加者にそれをおこなわせてはならない。

7. D1競技の種類と適用規則

D1競技は原則として「単走競技(Tanso)」と「追走競技(Tsuiso)」の2方式の競技形態でおこなわれるが、どれか一つの競技のみで競技会を開催することもできる。

1) 単走競技(Tanso)

単走競技は参加車両1台ずつ独立して定められたコースをドリフト状態で走行し、この時の評価点を競う。競技形式と進行方法は本規則12項に定める「大会特別規則」によって定められる。

2) 追走競技(Tsuiso)

追走競技は1対1で競う方式の競技で、トーナメント方式、総当り対戦方式、またはそれらを組み合わせた試合形式でおこなわれる。追走競技は1組の勝負の中で必ず「先行(Senko)」と「後追い(Atooi)」の2回走行を勝負単位としなければならない。走行ごとに先行車両に対して後追い車両が優れているか劣っているかの評価で勝敗を決する。ただし、特別戦や時間短縮の必要上、1回走行を前提に対戦者が先行か後追いを選択する方法を選択することができる。競技形式と進行方法は本規則12項に定める「大会特別規則」によって定められる。

3) ツインシンクロ競技

2台のチームによるシンクロ走行を競う競技で、同タイミングでの振出し振り返りしドリフト角度を保ちながら2車の距離の近さを保つことを競う。競技形式と進行方法は本規則12項に定める「大会特別規則」によって定められる。

4) 団体シンクロ競技

3台以上のチームで同じ場所で振出し振り返りを行いながら、車両間隔と角度を合わせるレベルを競う。競技形式と進行方法は本規則12項に定める「大会特別規則」によって定められる。

5) ウォール・アブローチ競技

単走競技の走りにおいて危険を感じさせる走行でコースサイドの壁やポールに出来るだけ近づける事を競う。競技形式と進行方法は本規則12項に定める「大会特別規則」によって定められる。

8. 競技役員と職務および権限

1) 大会審査委員会

- ① 大会審査委員会は、本規則、特別規則ならびに公式プログラムの施行について最高権限を有する。
- ② 大会審査委員会は、本規則に定めた控訴権の留保に基づき、競技会で生ずる全ての抗議の裁定をおこない、以下の項目について決定することができる。
 - a. 規則違反者への罰則・罰金の決定
 - b. 例外措置、特別規則の変更
 - c. 審判員から提出された判定の訂正許可もしくは拒否
 - d. 出場停止処分の宣告
 - e. 必要な場合の結果修正
 - f. 危険回避のためレースダイレクターまたは競技長からの提案に基づいた運転者の出場停止ならびに車両の使用禁止
 - g. 競技者の不正行為ならびに競技役員からの命令無視が認められた場合の競技会場ならびに付属施設からの排除
- ③ 大会審査委員会の設置のないD1競技会の場合は、その権限を安全・公平・公正を判断できる者に移管できる。

2) レースダイレクター

- ① D1競技のシリーズ戦にはレースダイレクターを置くことができる。
- ② レースダイレクターは競技長と協議連携しながらシリーズ戦の規則に則った競技運営とシリーズ前大会の統一した運用・運営を行い、これらについて競技長を上回る決定権限を有する。

- ③ レースダイレクターは競技規則に従って参加車両の走行を中止させることができる。
- ④ 競技の進行が安全でないと判断した場合は、競技規則に従って競技を中断させることができる。
- ⑤ 審査委員会が何らかの決定をするに当たり、審査委員会への状況報告をすることができる。

3) 競技長

- ① 競技長は、競技の公平性と安全性を保ちながら規則に基づく競技運営をおこなう責任者である。
- ② 競技長はすべての競技委員からその任務を遂行するために情報を受け取ることができる。
- ③ 競技長は審判員の人数および配置を決定できる。
- ④ 競技長は競技会の公式プログラムに沿っての運営・進行責任を有する。
- ⑤ 競技長は大会審査委員会に対し、規則の定めのない事項についての提案をおこなうことができる。
- ⑥ 競技長は、所定の順序で競技車両をスタートさせなければならない。
- ⑦ 事故および悪天候等により、競技進行が困難な場合、大会審査委員に対し、競技中止の提案をおこなうことができる。
- ⑧ 競技参加者の不正行為、規則違反、または競技参加者からの抗議についての受付をおこない、速やかに大会審査委員会に引き継ぎ及び提案をおこなう。
- ⑨ 競技結果(リザルト)を大会審査委員会に提出し、承認を受け発表をおこなう。

4) 審判員

- ① D1 ASSOCIATIONはD1競技における審判員を認定し、付則-A「D1ライセンス規定」に従い、D1国際審判員ライセンスを発給する。D1 ASSOCIATIONによって公認された各国の代表機関は、D1国内審判員ライセンスを発給することができるが、その審判員をD1 ASSOCIATIONに登録しなければならない。
- ② 審判員はD1競技の順位に関わる審判をおこなうことができる。D1競技の審判員はD1 ASSOCIATION発行のD1審判員ライセンスを保有した者でなければならない。
- ③ 審判員は付則-B「D1採点基準」に基づき競技車両の走行を採点する。
- ④ 審判員は予選前のドライバーズブリーフィングにおいて、採点の内容についてコース図を使用して競技参加ドライバーに説明しなければならない。

5) イベント進行ダイレクター

- ① イベント進行ダイレクターは、競技の進行が円滑におこなわれ、観戦者を含む競技会関係者に配慮した競技進行がおこなわれるようにコントロールする役割を持つ。
- ② イベント進行ダイレクターは、競技中は常に場内アナウンスとコミュニケーション状態を保ち、次の競技者の情報をすべての関係者が共有できる状況を保つとともに、競技進行のタイミングをコントロールする役割を持つ。
- ③ イベント進行ダイレクターは、競技中は常にラジオシステムにより、競技の情報を把握できる状況を保たなければならない。

6) 競技会事務局長

- ① 競技会の運営およびこれに関係ある文書の発行についての責任者である。
- ② 競技会事務局長は競技の運営が円滑に大過なくおこなわれるように諸準備状況を確認し、競技会全体の調整者として活動する。

7) スターター

- ① スターターは競技の際に競技車両のスタートをコントロールする。このときトラック上の安全が優先されるが、採点の進行状況、コースの状態、ドライバーの準備状況を踏まえ、競技者に不平等が生じないように、円滑に短時間に多くの競技車両をスタートさせるべく活動するとともに、スタート地点における反則行為等について競技長にレポートする。
- ② 追走における各競技者の整備用持ち時間の計測はスターターが計測し、競技長にレポートする。

8) スコアラー

- ① 審判員の採点を集計整理してドライバー別得点および順位情報を公式記録として作成管理する。

9) 技術委員長

- ① 車両規定に基づき競技参加車両を調査し、適合性を判断して競技長にレポートする。
- ② 参加車両の競技参加における公平性および安全性についての改善を当該チームに求めることができる。
- ③ 競技中の事故等に起因する破損状態の車両の競技継続可否を調査し、意見とともに競技長にレポートする。

- ④ ピットおよびバッドにおける車両整備作業に関係した安全確保について指導、改善指示をおこなう。

10) 広報委員長

- ① 競技会としての対外発言について管理し、対外部文書等の発行、記者会見の運営をおこなう。
② 対外部窓口として取材受付および取材証の発行をおこない、競技会中は取材者の管理者としての機能を持つ。

9. 競技者および審判員ライセンス

D1ドライバーライセンスおよび審判員ライセンス制度について付則-A「D1ライセンス規定」に定める。

10. 競技参加者

1) 参加者(エントラント)

D1 ASSOCIATIONが公認した本規則3.1)で定める各国D1代表機関に参加者登録のある者が参加者として認められる。参加責任者はチーム員すべての管理責任を負い、チーム員全員の大会中の行動に責任をもたなければならない。

2) 競技運転者(ドライバー)

競技運転者はD1ドライバーライセンス保有者でなければならない。ドライバーは競技会時に有効な普通自動車運転免許を所有していなければならない。競技運転者は参加競技に対して的確な技量保有者であり、競技規則を理解して競技会に参加しなければならない。

3) チーム員

- ① スポッター
ドライバーに対して走行状態のレポートや指示を行う役割を担う者で、スポッターエリアに入場する事が出来るが、スポッター表示とチームウェアの着用が無ければならない。
② メカニック
車両整備に従事する者はチーム員として登録されなければならない。規則で定められた被服装備で競技に臨まなければならない。
③ チーム補助員
チーム登録者でチームピットエリアにて業務を行う者で、車両整備作業やホットピットへの立ち入りをしてはならない。

11. 規則の解釈と最終判断

D1規則の解釈は日本語の規則文言を正規としてD1 ASSOCIATIONの判断を最終判断とするが、各国内の判断では各国を代表するD1代表機関がこれをおこない、疑義がある場合はD1 ASSOCIATIONに問い合わせ最終判断をおこなう。

12. 大会特別規則と大会公式通知

- 1) D1競技会を開催する者は、D1 ASSOCIATIONが制定する書式により、本規則3.1)の各国を代表するD1機関に大会特別規則書の承認を受けなければならない。
- 2) D1競技会を開催する者は、参加受付以前に参加申込者に対して事前に下記内容を網羅した大会特別規則書を公開しなければならない。
- ① 競技会名称、種目、開催地、開催日
 - ② 主催者名、主催者所在地
 - ③ 使用するコース
 - ④ 参加を許される車両およびドライバーライセンス
 - ⑤ 使用タイヤ等の制限
 - ⑥ 競技形態(例:単走と単走ベスト16による追走)およびその細目
 - ⑦ 予選試技回数と通過台数
 - ⑧ シード車両台数
 - ⑨ 競技長氏名、審判員氏名
 - ⑩ その他競技会の運営に必要とする本規則に則った事項

- 3) D1競技会を開催する者は、大会特別規則発行以降に制定または変更された事項について、競技参加者に直接影響するものについては、発行連番と発行日を付した「大会公式通知」として参加受付者に文書にて公示しなければならない。

- 4) 大会公式通知は競技会開催日以前のものについてはEメール等で公示できるが、競技会時の発行ではこれをハードコピーで競技参加者に配布されなければならない。

13. D1ブルテン

D1規則およびD1シリーズ規則に関わる規則の変更および追加に関しては、暦年毎に管理される連番と発行日を記したブルテンを発行しなければならない。このブルテンは通常はそのシーズンを通じ有効とされ、年毎に改定される規則に反映される。発行されるブルテンが限定的なものである場合は、その旨が明記されなければならない。

14. フラッグおよび信号灯

1) 赤旗(振動提示)

- ① 赤旗提示がある場合はコースに進入してはならない。競技車が採点区間トラック上にある場合は速やかに何時でも止まれる状態に速度を落とし、コースオフィシャルの指示を待たなければならない。
- ② 赤旗提示は競技長の指示以外にもコースオフィシャルの判断で提示することができるが、赤旗の解除は競技長の指令に拠らなければならない。

2) 黄旗(振動提示)

- ① 黄旗を提示された場合は、ドリフト状態をグリップ走行に戻して安全な速度で走行しなければならない。採点区間では緑旗が提示されるまではその状態を維持しなければならない。

3) 緑旗(振動提示)

- ① 黄旗提示状態を解除する場合にフラッグポストにて提示される。
- ② スターターが提示する場合は、ドライバーの任意のタイミングでスタートラインを超えて車両をコースインさせる許可を示す。

4) 信号装置

- ① 旗信号に代わり、または併用してLED表示による信号装置を使用することができる。この場合に使用される信号灯は競技コースの環境に適用した十分な視認性が確保されなければならない。

5) スタート合図

- ① 競技中のスタート合図は以下の方法で行われ、ドライバーは合図後速やかに車両をスタートさせなければならない。なお、スタート後10mはグリップ状態で直進走行しなければならない。
- ② スタート信号は複数の赤色ランプを使用し、赤色ランプ点灯を「スタート用意」、赤色ランプ全灯消灯で「スタート合図」とする。
- ③ 競技中のスタートをスターターに旗信号で行う場合は、赤旗静止提示が「スタート用意」を示し、赤旗を振り上げ撤去を「スタート合図」とする。

15. 競技コース

1) D1コースの必要条件

- ① D1コースのトラック形状は、連続してドリフト走行できるS字状のコーナーが最低1組存在し、採点評価区間は審判員席から一望できて、採点区間がスタートラインからフィニッシュラインの間に構成されていなければならない。
- ② D1トラックは採点評価区間の入り口までに加速できる区間を必要とし、D1競技会では各カテゴリーにふさわしいと判断できる速度が確保できなければならない。
- ③ 採点評価区間のトラック幅員は8m~15mとし、最もタイトなコーナーでも走行ラインの半径が15m以上であることが望ましい。
- ④ コースオフに対する安全が配慮されていなければならない。
- ⑤ 競技会に参加するチームの車両を整備保管するに十分な平面を有することが望ましい。
- ⑥ ドライバーを集合させてブリーフィングをおこなう場所が確保できていなければならない。
- ⑦ D1グランプリ開催には、プレス向け設備、観客向け設備に必要な十分な防護要件を満たさなければならない。

2) D1コースエリア名称と定義

- ① コース
スタートラインから審査区間を過ぎた待機エリアまでの総称であり、防護帯から外3mまでを示す。
- ② トラック
コース内で走行範囲を制限するラインで示された走路であり、ラインの外側が境界線である。
- ③ スタートエリア
プレステージラインからスタートラインを含むエリアで、オフィシャル以外の立ち入りは許されない。
- ④ 待機エリア
単走競技時・追走競技時の参加車両が待機できるエリアで、追走時にチーム員の整備作業が許された期間は「ホットピット」と言う。バーンアウトに類される行為は禁止される。
- ⑤ バドックエリア
競技車両と観客を混在させることができるエリアで、車両移動は観客の安全を優先し、徐行状態で移動しなければならない。
- ⑥ スポッターエリア
スポッターが走行を観察し、無線システムで指示行為ができるエリア。コースに対しては観客と同レベルの防犯環境でなければならない。
- ⑦ ピットエリア
チームの車両整備、チーム員の休憩等に供されるエリアで、チームの管理で関係者以外の立ち入りを制限できる。車両整備中にはメカニック以外の立ち入りは制限されなければならない。
- ⑧ スタートライン
競技のためにスタート合図を待って走行を開始する待機ラインであり、追走での後追い車のスタートラインは先行車より手前とされる。
- ⑨ プレステージライン
次にスタートする競技車両が待機するラインで、オフィシャル以外の立ち入りが許されない。
- ⑩ タイヤ熱入れエリア
競技待機車両がタイヤの熱入れをするエリアであり、バーンアウト、ドリフト旋回等の行為を許されるエリアである。

16. 競技コースの公認と開催許可

D1競技会開催は競技会開催承認と、同時あるいは事前に競技コースとしての公認を、D1 ASSOCIATION並びに必要機関より取得しなければならない。D1 ASSOCIATION並びに必要機関の公認を取得していないコースでのD1競技会開催は認められない。また、競技会開催に必要な保証が得られる保険の加入をしなければならない。

17. 競技コース公認申請と公認審査

- 1) D1競技をおこなおうとする者、またはD1競技会にコースを提供しようとする者は、当該国のD1代表機関に最低でも以下の要件を網羅する書面等にてコース公認の申請をおこなわなければならない。
 - ① スタート地点から採点区間後の減速区間を含むコース平面図、高低差図
 - ② 本項1)①のコース図に関するコースエッジのGPSデータによる必要情報
 - ③ コースアウト等に備えた安全設備状況の内容説明図
 - ④ 競技会参加車両の整備保管地域の平面図および舗装の状況説明
 - ⑤ その他、競技会に必要なとされる必要十分な設備の概要説明
- 2) コース公認申請を受けた当該国のD1代表機関は、D1グランプリ開催コースの場合はその申請関係資料のすべてを、それ以外の競技会に使用するコースの場合はGPSデータを除いた全資料をD1 ASSOCIATIONに送り、公認についての承認を求めなければならない。
- 3) コース公認に際して発生する費用は、各国別にD1代表機関が定めるが、D1グランプリコースとしての公認審査にあたりD1 ASSOCIATIONが現地査察を必要とする場合には、申請者がその費用を負担しなければならない。

18. D1競技会参加資格

- 1) D1競技会に参加するドライバーは、D1 ASSOCIATIONまたはD1 ASSOCIATIONが公認した本規則3項の1)で定める各国D1代表機関並びに必要機関が発行した有効なドライバーライセンスを保有しなければならない。
- 2) D1競技会に参加する場合は、参加責任者を定めて競技参加者とし、エントリー書類にその責任者が自筆サインによりそのチーム員すべての行為について管理責任を持たなければならない。

- 3) 競技会参加ドライバーは競技会参加責任者を兼任することができるが、大会中は委任状により代理人を指定しなければならない。
- 4) D1GPシリーズ(シリーズ戦およびエキジビションとプロモーションイベント含む)における参加者は各国のD1代表機関に登録されたチームでなければならない。

19. 競技参加申込と参加登録

- 1) 競技会に参加する者は競技会主催者が定めるエントリーフォームにより定められた期日までに公式ホームページ内および郵送にて当該競技会事務局まで参加申込をおこなわなければならない。
- 2) 連続して2日間「決勝」をおこなうデュアルファイナルズ形式の競技会では、それぞれ別の車両でエントリーすることができる。
- 3) 虚偽の申告をした申込は無効とみなされ、その申込をした者は不正行為者として裁定され、当該競技への参加不可となり、この場合参加料は返金されない。
- 4) 競技会主催者は理由を示さずに参加申込を拒否することができるが、その対象者と拒否の理由を当該国のD1代表機関に報告しなければならない。
- 5) 参加申込は主催者からの関連書類送達をもって正式参加登録が完了される。
- 6) 参加申込関連書類送付時に当該競技会における当該参加者のゼッケン番号が通知される。D1公認競技会において、ゼッケン番号はシリーズ規則等に定めがない限りそれ以前までの当該参加者の成績順に若い番号が引き当てられる。

20. シード権およびシード権者のあつかい等

- 1) D1競技会のシリーズ主催者は参加者または参加ドライバーにシード権を設定することができる。
- 2) シード権は原則として、イベント開催時点でのシリーズランキング上位に与えられる。その人数設定は各国の代表機関の承認が必要とされる。
- 3) シード権者は参加手続きに瑕疵や罰則による資格停止がない限り参加を拒否されることはなく、競技会では予選を免除され、本戦への出場権が与えられる。
- 4) シード権者がイベント欠場の場合、次点者の繰り上げはおこなわれない。

21. 競技参加者の遵守事項

- 1) 競技参加ドライバーは競技会中のドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。欠席者および遅刻者はペナルティの対象とされる。
- 2) 競技参加者および競技参加ドライバーは、本規則および大会特別規則のすべてを遵守しなければならない。これに反した場合にはペナルティの対象とされる。
- 3) 競技参加者および競技参加ドライバーは、競技資格等の取得や競技の公正性を阻害するような策謀行為や詐欺的行為および贈収賄行為をした場合にはペナルティの対象とされる。また、この行為に関わった場合は当該件に関わったすべての者が、未遂であってもペナルティの対象とされる。
- 4) 競技会に関わる如何なる暴言・暴力行為も容認されず、例外なくペナルティの対象とされる。

22. ドライバーおよびメカニックの装備

1) 競技参加ドライバーのウェア

競技参加ドライバーが競技中に着用するウェアはFIA公認番号タグ[8856-2000]のあるオーバーオール型ドライバーズーツ(またはSFI 3.2A/5)、バラクラバ、アンダーウェア上下、ソックス(またはSFI 3.3)、シューズ(またはSFI 3.3/5)、グローブ(またはSFI 3.3/5)、でなければならない。なお、競技走行速度の低い競技会については、上記に準じたウェア規定を定めることができる。

2) メカニックのウェア

給油をおこなうメカニックが着用するウェアは、FIA-8856-2000規格またはSFI-3.2A/5、3.3/5規格に適合する素材を使用した2レイヤー以上のオーバーオールでなければならない。また、バラクラバ、グローブの着用が望ましい。

3) ヘルメットの着用とヘルメット規格

- ① ドライバーはフルフェイスシールドタイプのFIA公認(FIAテクニカルリストNo.25記載)ヘルメットの着用が義務付けられる。製造日より10年以上経過したものは使用できない。なお、競技走行速度の低い競技会については、上記に準じたヘルメット規定を定めることができる。

- ② 給油中のメカニックはフルフェイスシールドタイプのヘルメットの着用が義務付けられる。ヘルメットは2輪車用の視界の広いタイプを推奨する。

4) FHRシステム (Frontal Head Restraint)

FHRシステムは、FIA付則L項3.またはSFI 38.1規格に適合したシステム使用を強く推奨する。なお、D1競技においてはHANSのスライディングテザータイプが好ましい。

競技走行速度の低い競技会については、FHRシステムを必要としない規定を定めることができる。

5) ドライバーおよびメカニックの装備

主催者が検査をおこなうために提示を求めることがあり、検査の結果、安全上の判断から使用を禁止される場合がある。この場合には参加者は直ちに本規則に適合した別の装備を準備しなければならない。

23. 参加車両

- 1) D1競技に参加できる車両は、D1規則の付則-C1「D1車両規定」を基準とし、各競技大会のレベルに合わせて制定された規定に適合する車両およびD1 ASSOCIATIONが特別に認めた車両とする。
- 2) 大会特別規則書には当該競技会において参加が許される車両(適合規則)が明示される。
- 3) 参加者は競技会参加登録時に申請して、予備車両を準備することが許されるが、シリーズ規則または大会特別規則でこれを制限することができる。
- 4) 参加車両を対象とする騒音規制値等は大会特別規則の定めにより守られなければならない。
- 5) 競技区間走行中の車両騒音の音量を測定し、規制値を超える場合は走行の禁止や審査点の減点までの罰則を適用される。

24. 使用燃料および使用タイヤ

- 1) D1競技における使用タイヤは競技会主催者に認められたものでなければならない。
- 2) 競技会主催者は大会特別規則書に使用が認められるタイヤを記載しなければならない。指定する必要がある場合にも、その旨を大会特別規則に記載しなければならない。
- 3) 競技会主催者は使用できる燃料を制限することができる。

25. 公式車両検査

- 1) 競技開始以前に競技会主催者は公式車両検査を実施する。参加者は競技参加車両を出走可能な状態にしてこの検査を受けなければならない。
- 2) 公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不適格が発見された場合、当該競技からの除外を含む罰則が課せられる。
- 3) 公式車両検査を終了した車両に対して検査済証を交付し、競技参加車両車体に貼付する。この検査済証のない車両は競技に参加することはできない。車両の整備状態や安全性は参加者が保証するものであり、検査済証はそれらを保証するものではない。
- 4) 公式車両検査時には競技参加車両は、競技会主催者が指定するゼッケン番号、シリーズステッカー、指定スポンサーステッカー等を車体の定められた場所に貼付されていなければならない。
- 5) 如何なる競技車両も安全上の理由から競技出場を禁止される場合がある。
- 6) 技術委員長から車両の改善を命じられ、この改善を実行しない場合には、競技への参加を禁止される場合がある。
- 7) 公式車両検査後に、車両の安全性に影響を与たり、車両規則に関連して疑義を生ずるような修正をおこなった車両、または同様な結果を生じるような事故があった車両は再検査を受けなければならない。
- 8) 技術委員長は公式車両検査終了後も、何時でも車両を指定して車両検査をおこなうことができる。

26. 競技会期間中の車両変更

- 1) 参加者は原則として同一競技会中に予備車両を登録および使用することはできない。

27. 給油作業等に関する遵守事項

- 1) ビット内外にかかわらず、競技車両への燃料給油をおこなう場合、給油者は本規則(22.2)および3)に規定される装備品の着用を義務づける。給油中は必ず給油者の横または後方、約1~2mに消火器を持った消火責任者がついていなければならない。給油者に準じた装備品を着用することが望ましい。本規則に対する違反は競技に関するペナルティの対象となる。

- 2) 予備燃料を準備する場合、その容器の大きさは20リットル以下の携行用金属製タンクに限られる。予備燃料タンクの保管は直接日光の当たる場所を避け、温度上昇を防ぐ対策しなければならない。
- 3) 予備燃料に対する消火器は、20リットルの携行缶1本につき、5kg以上の薬剤重量がある消火器(市販家庭用含む)を目安とする。

28. 無線装置の使用

- 1) 競技参加者および競技会関係者が競技大会中に無線装置を使用する場合は、競技会開催地域で合法である無線装置および電波を利用しなければならない。
- 2) 競技車両に無線装置を使用する場合は通話用無線に限られ、データ通信用の無線使用は禁止される。
- 3) 競技車両に搭載する無線装置は、参加申込と同時に定められた書式により競技会事務局に申告して許可を受けなければならない。アンテナ等の取り付け位置について変更を要請された場合には、これを受け入れて変更しなければならない。
- 4) 主催者より競技車両に、映像、音声、データ転送用の無線装置の搭載を要請された場合は、これを拒否できない。また、この装置により取得された情報権利はすべて主催者に帰属する。

29. 公式練習走行・ウォームアップ走行

- 1) 競技大会では、予選開始前までに予選がおこなわれるトラックにて、各参加者に対して必ず公式練習走行をさせなければならない。
- 2) 競技参加者は練習走行中であっても本規則を遵守しなければならない。重大な違反に対しては規定に基づき競技長から罰則を課せられる場合がある。この罰則には、競技の試技回数制限も含まれる。
- 3) 競技会主催者は、単走競技および追走競技開始直前には当該車両のウォームアップ走行かそれに代わる機会を設けなくてはならない。また、新たなコースコンディションとなった場合にはウォームアップ走行を設けなければならない。
- 4) 競技中のクラッシュ等による復旧作業で大幅に競技が中断されることで、外気温等によりウォームアップ走行の追加の必要性が予測される場合には、公式通知或いはドライバーブリーフィングにて事前に、これを適用する中断時間が告知されなくてはならない。

30. ドライバースブリーフィング

- 1) 競技会主催者は競技会の初回の公式練習走行前に第1回目のドライバースブリーフィングをおこなうことが望ましい。
- 2) 競技会における最初のドライバースブリーフィングで、審判員は使用コース並びに採点上の重視点と採点内容を図解して説明しなければならない。
- 3) ドライバースブリーフィングの欠席および遅刻はペナルティの対象とされる。
- 4) ドライバースブリーフィングで規定外の事項が通知された場合は、公式通知としてその内容が発行されなければならない。

31. 予選(単走)

D1公認競技会の予選方法は以下を基準に本規則に準拠してそれぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた手順により実施される。

- 1) 予選は単走競技でおこない、採点法は付則-B「採点基準」に従って採点され、そのベスト得点を競技者の得点として順位を決定し、大会特別規則で定められた台数を予選通過とするが、追走競技参加を認められないとの審判員の安全上の判断で、予選通過台数を制限することができる。同得点が存在した場合には、当該大会直前までの成績の上位者を上位とする。採点方法が前記以外となる場合は、シリーズ規則、または大会特別規則に明記されなければならない。また、競技採点にD1規則付則-Bの5項に定める計測採点を使用または併用することができる。
- 2) 予選は、競技会参加者を1つのグループが原則10台前後の数グループに分割し、グループ毎にコースインして定められた試技回数の走行を行う。この際のグループ台数は、可能な限り同数となるように分割されなければならない。
- 3) 予選における走行順序は、シリーズ規則または大会特別規則で定められる。
- 4) 予選においては、シリーズ規則等で定めがない場合を除き、コース内にチーム員が立ち入ることは許されない。また、車両がコース内に有る場合には工具等の持ち込み・手渡しは一切禁止される。
- 5) 本規則20項に定めるシード権者は予選をおこなわずに単走決勝に参加することができる(予選での走行は許されない)。

- 6) 予選の試技回数は、シリーズ規則または大会特別規則で公示されなければならない。荒天等の理由で当該競技会審査委員会の決定により、試技回数を減らすことができるが、参加全車両が同回数の試技とする。すでにおこなわれた試技の得点を採用せずに試技回数の平等化を行う場合は、最後の試技回の得点を不採用とする。
- 7) デュアルファイナルズ(ダブルラウンド競技会)における後ラウンドの予選は、例外的に前ラウンド単走決勝出場者の得点を予選得点として扱い、予選の一部とすることができる。この時の予選方法については大会特別規則に明示されなければならない。
- 8) 予選コースインウォームアップ走行中にコースアウト等で車両回収やコース修復による一時中断の原因を作った参加ドライバーは、予選試技の初回分の走行権利が失われる。

32. 単走決勝

D1公認競技会の単走決勝競技方法は、以下を基準にそれぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた手順により実施される。

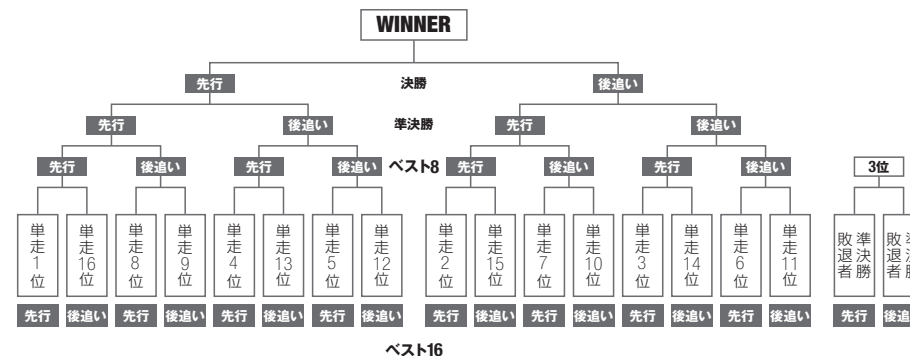
- 1) 単走決勝は、予選通過者を順位下位の選手から順に1つのグループが原則10台前後の数グループに分割し、グループ毎にコースインして定められた試技回数の走行をおこなう。この際のグループ台数はできる限り同数となるように分割されなければならない。
- 2) 単走決勝における走行順は、予選順位の下の選手からの走行とされる。
- 3) 単走決勝においてはシリーズ規則等で定めがない場合を除き、コース内にチーム員が立ち入ることは許されない。また、車両がコース内に有る場合には工具等の持ち込み・手渡しは一切禁止される。
- 4) 単走決勝の順位は試技回数の中で最高得点をもって決定されるが、本規則31.6)と同様の走行回数減があった場合は有効な走行内の最高得点とされる。
- 5) 単走決勝コースインウォームアップ走行中にコースアウト等で車両回収やコース修復による一時中断の原因を作った参加ドライバーは、単走試技の初回分の走行権利が失われる。

33. 追走競技

D1公認競技会の追走競技方法は、以下を基準にそれぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた手順により実施される。

- 1) 追走競技への進出台数は、予め大会特別規則によって公示され、同時に単走決勝順位に基づく対戦組み合わせ表と走行順が公式通知で事前に告示されていないといけない。
- 2) 追走競技における対戦は、その組の勝敗が決するまで連続して走行されなければならない。勝敗はD1規則付則-Bおよびシリーズ規則の定めに基づき審判員の判断で決定される。追走競技採点には、同付則-Bの5項に定める計測採点を併用することができる。
- 3) 追走競技では、チーム員のうち、許可された者がスタート地点に入場が許され、待機時間と本項4)の持ち時間内での車両の整備、タイヤ交換、給油が許される。ただしシリーズ規則および大会特別規則で追走延長戦回数制限された場合には、スタート地点での作業を禁止することができる。
- 4) 走行後競技者が再びスタートラインに着くまでの猶予時間は原則として5分間とする。細部についてはシリーズ規則または大会特別規則で規定される。
- 5) 追走のスタート位置は公式練習前に決定され、参加者に告知されなければならない。また、並走義務区間を設定し、コース上にパイロンが設置され、この位置よりも手前では両者に車間が生じないように走行する義務が両者にある。差が生じた場合には、後追い車は減速してスターターに申告して再スタート権利を求めることができる。
- 6) 追走競技では、審判員が評価して勝敗を決するが、競技会毎に定める以上のポイント差が付かない場合は、対戦を延長して所定の点差以上で勝敗が付くまでシリーズ規則および大会特別規則で定める走行回数まで継続し勝敗を決する。追走延長戦がシリーズ規則および大会特別規則に定める回数と方法で勝敗が決しなかった場合は、審判員が総合的に評価して勝敗を決定する。
- 7) 追走コースインに続いて行われるウォームアップ走行中にコースアウト等で車両回収やコース修復による一時中断の原因を作った参加ドライバーはペナルティの対象となる。

■追走トーナメント対戦組み合わせ表(例)



34. コースコンディション変化時の対応

天候変化等にもなる路面状況変化に対して、その対応について以下を基準にそれぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた方法により実施される。

1) 競技の中断

- ① 天候および路面状況が著しく変化した場合、競技長はスターターの状況判断を聞いた上で、競技を中断することができる。
- ② 予選および単走決勝時における競技の中断は、原則として走行グループ内の車両が同じ走行回数を終了した時点とするが、コンディションの急変でこれによらずに中断した場合は、当該走行グループの何処までを有効な走行として採点するか競技長が審判員と協議し、決定する。
- ③ 追走競技時における競技の中断は、原則として1組が「先着」と「後追い」を終えた時点とするが、当該組が奇数走行時点で中断となった場合には、競技長の判断で審判員と協議し、最終の走行を無効とすることができる。
- ④ 予選および単走決勝時の競技中断中であっても、ドライバー以外の者がコース内への立ち入ることは許されない。ただし、競技長が競技進行上特別に許可を与えた場合にはこれによらない。

2) 競技の再開

- ① 競技の再開は、競技長が審判員と協議し、どの時点からの走行を開始するかを競技進行ダイレクターとスターターに伝えなければならない。その結果を受け、スターターから競技者に再開の説明がされ、スタートの指示がなされる。
- ② 審判員は再開後の採点基準を、路面コンディションの変化に対応した採点をおこなうか否かについて宣言し、競技ダイレクターはこれについてスターターを介し、競技参加者に伝えなければならない。宣言がなかった場合は、走行中断前とおなじ採点基準で採点される。
- ③ 大幅な路面状況変化により競技が中断された場合は、競技再開前にチェック走行をおこなうことができるが、この判断は競技長がおこなう。

3) 荒天時の一時中断および中止

- ① 激しい風雨等の場合には、競技長の判断で競技を中断し、ピットおよびバドックへの車両の帰還が認められる。この場合には車両のセッティング、タイヤ変更等をおこなうことが許される。
- ② 競技者が、独自の判断でピット等に戻り、車両への作業等をおこなうことは許されない。

35. 競技採点

- 1) 競技車両の走行は本規則31項「予選(単走)」および32項「単走決勝」に対して、付則-B「採点基準」に基づき採点され、その得点により順位が決定される。
- 2) 本規則33項「追走競技」に対しては、先着車の一定レベル以上の走行に対しての後続車の優劣状態で勝敗を決定する。

- 3) 採点に対して、車両の動きを機械による測定値から一部の評価点を割り出して審判員の採点の一部とすることもできる。この場合、その装置と採点基準はD1 ASSOCIATIONが公認したものの以外を使用してはならない。

36. ペナルティ(罰則)

- 1) 本規則および付則、シリーズ規則と大会特別規則に対する違反行為および競技役員指示に違反した場合には、当該競技参加者に対してペナルティが適用される。また、競技役員および競技会主催者に対しても規則違反はペナルティの対象とされる。
- 2) ペナルティは本規則に従い、D1 ASSOCIATIONが公認する代表機関が設置する大会審査委員会によってのみ科すことができる。ただし違反内容と罰則が事前に決定され告示されている内容であれば、競技長がその規定に沿ってペナルティを執行することができる。
- 3) ペナルティ(罰則)の種類は、厳重注意、訓告、戒告、制裁金、罰金、試技回数減、ベストスコア抹消、スコア減算、競技除外(失格)、シリーズポイント減算、資格停止とし、場合により組み合わせで科される場合がある。
- 4) 競技会中における違反については、違反内容と罰則が事前に決定され告示されている内容に従ってペナルティが決定され、原則として競技会公式通知として通達され、直ちにペナルティが実行される。競技に直接関係しない違反内容からの報告に基づき、大会後に当該大会審議委員会により審議裁定され通達することができる。
- 5) 競技会外の違反行為等に対しては、後日にD1 ASSOCIATIONが公認する当該競技会開催国を代表する機関により審議決定され通達される。
- 6) 競技参加責任者は、罰金または制裁金が科せられたドライバーを含む自己チーム員の罰金または制裁金支払いについて責任を負わなければならない。
- 7) 罰金または制裁金の支払いは、ペナルティが正式に通知されてから原則48時間以内にD1 ASSOCIATIONが公認する当該競技会開催国を代表する機関が指定する銀行口座に、振り込まなければならない。罰金または制裁金の支払いを遅延したものは、その支払いが完了するまで、資格停止処分の対象とされる。

37. 抗議、控訴

- 1) 競技参加責任者は競技中の審判員の評点、スターター、技術委員長の判定以外について、競技会中におこなわれた、反則行為、競技運営上の誤り、順位の決定、スタート順位・組み合わせ等について自己が不当に扱われたと思われた場合に抗議する権利を有する。ただし、競技における審判員の評点についての抗議はできない。
- 2) 各国のD1代表機関は、抗議料および控訴料を定めることができる。
- 3) 抗議権利を行使する場合は、直ちにその意思を競技役員に伝えた上で、当該競技結果発表後30分以内に競技長宛文書に抗議料を添えて競技会事務局窓口へ提出しなければならない。
- 4) 抗議の対象となる参加者の順位または勝敗は、大会審査委員会による裁定まで保留されるが、競技の進行を止めることはできない。
- 5) 競技長は抗議に関わる事象により競技のやり直しを命ずることはできない。
- 6) 抗議に対する裁定に不服が有る場合には、当該競技会開催国を代表する機関に控訴することができるが、その裁定から60分以内に控訴料を添えて当該競技会を公認した機関宛の文書を当該競技会事務局へ提出しなければならない。
- 7) 抗議或いは控訴の内容が認められた場合で、すでに競技が終了して順位復帰ができない時は、以下のように取り扱う。
 - ① 単走決勝の評価点がある場合、その評価点に該当する単走決勝の順位が与えられる。また、該当する追走競技出場順位内の場合にはシリーズポイントの1ポイントが与えられる。これらの場合、他の参加ドライバーの順位に影響させないで当該者のみを対象とする。
 - ② 追走競技で負けとされた対戦が抗議および控訴により負けとされなかった場合には、その勝負までは勝利したとして勝ち上がり者として単走順位を反映した追走順位のポイントが与えられる。この時、他の参加ドライバーの順位に影響させないで当該者のみを対象とする。
- 8) 抗議および控訴の内容が認められた場合には抗議料および控訴料は返金される。抗議および控訴の内容が認められなかった場合には、抗議および控訴内容の調査および審議に関わる費用のすべてを抗議および控訴者が支払わなければならない。

38. 順位の認定

- 1) 各競技会における競技者の順位は単走決勝と追走競技それぞれの順位を認定する。
- 2) 単走決勝における順位は、選手それぞれの走行の内のもっとも点数の高い順に順位を認定し、同点の場合はシリーズポイント上位者を高位とする。
- 3) 追走競技における結果のみで当該競技会順位を決定する場合は、トーナメントの順位決定方法を大会特別規則またはシリーズ規則により定める。

- 4) 追走競技順位をそのまま当該競技会順位とせずに単走決勝結果を加味して順位決定する場合は、シリーズ規則にその決定方法を定めなければならない。

39. シリーズポイント

D1公認競技としておこなわれるシリーズ戦は、以下を条件としてシリーズ規則でポイント制度を定められなければならない。

- 1) 単走決勝、追走競技による順位に対してそれぞれにシリーズポイントを与える場合には、合わせて当該大会の総合順位についても定められなければならない。
- 2) 単走決勝の評価としてすべての審判員が満点を与えた場合、対象者に特別規則またはシリーズ規則にプレミアムポイントとして加算するポイントを定めることができる。
- 3) 本規則(37.7)が適用された場合に当該者に所定のポイントが与えられる。
- 4) シリーズランキングの決定は、シリーズ全大会のポイントを合算したポイントでランキングを決定する。

40. プロモーション規定

D1 ASSOCIATIONは本規則と合わせて「プロモーション規定」を設け、D1競技会における商業関係に関する関係者の遵守事項を定める。D1競技会のシリーズ戦および個別競技会においても、これに準じた規定を各国のD1代表機関がD1 ASSOCIATIONの承認を得て設けることができる。

1) 本規定上の用語の定義

- ① D1 ASSOCIATIONおよびD1 JAPAN ORGANIZATION
D1競技会の競技面の管理を行う組織である。スポーツ競技会としての規則策定および運営・管理を行う団体であり、事務局は株式会社サンプロスに置かれる。
- ② プロモーターおよびシリーズプロモーター
D1競技会またはD1競技シリーズを開催する場合は、競技会またはシリーズ全体を統括するプロモーターを定め、D1競技の商業面の管理を行う株式会社サンプロスとの契約下、もしくは株式会社サンプロスにより直接運営がなされなければならない。
- ③ 映像・公式映像
映像とはD1競技会会場で撮影されたすべての動画・写真を示す。公式映像はプロモーターが指定して撮影させた映像で、大会内のみならず大会外で撮影されたものも含まれる。
- ④ 放映権
③の映像又は公式映像をTV放送・インターネットTVで放送する権利を示し、すべての映像の放映権はシリーズプロモーターにあるので、プロモーターの許諾なく放送者に映像提供されることが有ってはならない。
- ⑤ メディア
映像、写真、音声を伝えるTV放送、インターネットTV、動画サイト、SNS、DVD、CD、フラッシュメモリー、テープ、新聞、雑誌、チラシ等およびこれを使用する企業等を示す。
- ⑥ 肖像
D1競技会に関わるドライバー、チーム員、競技車両、レースクイーン、主催者スタッフ、特設会場の名称・設備・コースレイアウト等の映像であり、大会中のコスチュームを着用したものを示す。
- ⑦ 肖像権
肖像は個人のものであるが、D1競技会に関わるコスチューム着用等により特徴付けられたD1競技会関連での肖像については、プロモーターにその取材権利と使用権利預託されることがD1競技会に関わる者の条件とされている。サーキット施設の肖像はD1競技会に使用されているものであっても肖像権はサーキットに帰属する。
- ⑧ 商標権および商業権
D1およびD1グランプリは株式会社サンプロスの保有する商標であり、その商標を使用した商品は株式会社サンプロスに商品化する権利があり、本規定または株式会社サンプロスとの使用許諾契約なくこの権利を使用する事はできない。
- ⑨ 撮影
D1競技会内におけるすべての映像取得行為を示すが、観客のアマチュア機材による撮影は対象とされない。
- ⑩ エントラント
D1競技会に参加登録した参加者であり、法人又は個人がこれに該当するが、ここではそのエントラントが構成する参加チーム員全体を意味する。参加チームの責任者はチーム員全員が本規定を順守する事に責任を持たなければならない。

① 興行権

競技、D1ドライバー、D1競技車両を使用した興行の開催権は株式会社サンプロスにあり、たとえドライバー本人やD1競技車両の所有者であっても、株式会社サンプロスの書面による許諾無く興行を実施してはならない。

② レースクイーン

D1競技会参加のチームスタッフとは明らかに違うスポンサー企業ロゴの入ったコスチュームまたはそれに類似した衣装を着用し、大会会場でプロモーション活動に従事する女性をしめす。

③ スポンサー

D1競技会シリーズ・D1競技会の運営及びD1競技会シリーズ参加エントラントの活動に賛同し、それらの運営支援の対価としてプロモーションおよび商品評価の機会を得る者であり、以下に分類される。

- a. チームスポンサー : D1競技会参加チームの協賛者であり、大会内においては参加チームの管理下とされる。
- b. シリーズスポンサー : シリーズプロモーターの協賛者であり、シリーズ全体に対しての協賛者権利を得られる。
- c. 大会スポンサー : 大会主催者およびシリーズプロモーターの協賛者であり、当該大会に限定して協賛者権利を得る。
- d. タイヤ供給スポンサー : タイヤ供給メーカーは以下の3つに分類され、それぞれ異なる協賛者権利が設けられる。
 - オフィシャルタイヤメーカー
 - パートナータイヤスポンサー
 - サポートタイヤスポンサー

2) 公式映像(オフィシャル映像)の利用

D1競技会では公式製作物等に使用するほか、映像素材を利用者に提供する目的で公式映像作成チームにより映像および画像が撮影されており、この映像・画像素材の提供を受けることができる。

- ① 公式映像は、D1 JAPAN ORGANIZATIONに申請し認められた場合、有償にて提供される。
- ② 公式映像の提供価格は使用用途によって異なり、提供時の条件とされた使用用途以外に使用することはできない。

3) 映像および画像の撮影

以下の内容を除き映像・画像の撮影を制限される事はないが、映像・画像の使用については制限される。

- ① コース内における走行車両の撮影:大会主催者が特別に認め、大会審査委員会が了承した者のみが撮影できる。
- ② コース外からの走行車両の撮影:観客の視界を妨げない範囲で自由だが、専用エリアでは取材申請者に限られる。
- ③ ドローンによる撮影:ドローン撮影はオフィシャル映像チーム以外には行うことはできない。
- ④ 車載カメラによる撮影:プロモーターはすべての参加車両に車載カメラを搭載する権利を有するとともに、その搭載位置はほかに優先され、エントラントはそれを拒否できない。
 - a. 車外への搭載は事前申請のあったシリーズスポンサーおよび大会スポンサーに、練習走行時に限り認められる。
 - b. 車内への搭載は、事前申請のあったシリーズスポンサー・大会スポンサーおよび参加エントラントに、練習走行時に限り認められる。但し、エントラントの映像使用は自身の技術向上のために限定される。

4) 取材申請

大会中のメディアによる取材行為は全て取材申請が行われ、主催者よりメディアパスの発行を受けた者でなければならない。

- ① プロモーターはD1競技会における撮影、取材等の受付、管理を実施しなければならない。
- ② 取材申請を事前におこない受理されたメディアに限り、専用エリアでの撮影が許される。

5) 動画映像使用

① エントラント、ドライバー、スポンサーのホームページ、SNS、動画サイト

- a. 特定の商品やブランドにフォーカスした内容(宣伝と判断されるもの)は認められない。但し、シリーズスポンサーおよび大会スポンサーはその限りでない。
- b. 動画の使用は5分以内に限られる。

② 広告物(CM,PV等)への使用は、シリーズスポンサーおよび大会スポンサーに限り認められる。その場合、D1ロゴを掲出しなければならない。

③ 販売用の映像使用はプロモーターに申告し、ロイヤリティ契約を結ばなければ販売は許されない。

6) 写真映像(画像)使用

- ① エントラント、ドライバー、スポンサーのホームページ、SNSへの掲載は自由とされるが、特定の商品やブランドにフォーカスした内容(宣伝行為と判断されるもの)はシリーズスポンサーおよび大会スポンサー以外は使用できない。
- ② 広告物への使用は、シリーズスポンサーおよび大会スポンサーに限り認められる。その場合、D1ロゴを掲出しなければならない。
- ③ ノベルティへの使用は認められる。但し、チームスポンサーの露出は認められない。
- ④ 販売用の画像使用はプロモーターに申告し、ロイヤリティ契約を結ばなければ販売は許されない。

7) D1ロゴ、大会ロゴ、シリーズロゴの使用

- ① D1競技会およびD1競技会シリーズのロゴマークは、プロモーターの登録商標である。プロモーターは当該商標を管理運用する知的財産権を保持する。
- ② エントラントおよびエントラントに帰属するすべての者は、1)で定めるD1、D1グランプリ、D1競技会、D1競技会シリーズのロゴマークをプロモーター又は株式会社サンプロスの許可なくして無断で使用することはできない。またエントラントは、プロモーターまたは株式会社サンプロスの許可なく、エントラントのスポンサーに対して当該ロゴマークを無断で使用させてはならない。
- ③ グッズの製作・販売は、事前申請し認められたものに限り、ロゴの使用が許可される。その場合は、別途ロイヤリティが発生し、その徴収率は条件により異なる。

8) プロモーション活動協力

エントラントに帰属するすべての者は、D1競技会のプロモーターの要請があった場合、以下のプロモーション活動に参加・協力しなければならない。ただしプロモーションへの参加・協力にあたり、必要となる経費、出演料についてはその都度、別途提示されるものとする。

- ① テレビ、ラジオ、他メディアおよび公式プログラムの取材、メディアキャラアバンの協力
- ② D1競技会スポンサーのプロモーションイベント
- ③ その他プロモーターまたは株式会社サンプロスが必要とするプロモーションイベント

41. ドライバーおよび車両等の表示

D1 ASSOCIATIONは本規則と合わせて「プロモーション規定」を設け、D1競技会に参加するドライバーおよび競技車両の表示・露出に関する遵守事項および制限を以下のように定める。

- 1) フロントガラス、運転席側ガラス、助手席側ガラスには、オフィシャルコントロールステッカー以外の貼付は認められない。
- 2) 車両ゼッケン番号は、フロントガラス助手席側上部と、競技会毎に指定される左右どちらかのクォーターガラス(開催サーキットにより異なる)の合計2箇所以上に表示されなければならない。
- 3) シード権者の競技車両のゼッケンはベース色を変更して他と識別することができる。その場合は、シリーズ規則に明記しなければならない。
- 4) 上記に加えてオフィシャルコントロールステッカー等が指定される場合は、各シリーズ規則または競技会特別規則に記載されなければならない。

42. 参加ドライバー、車両肖像使用

- 1) D1競技会の参加者(エントラント)は、D1競技(公式練習走行・予選走行・単走決勝および追走競技走行)で撮影されたすべての映像素材、写真素材の肖像権は、2次以降の利用を含め、D1 ASSOCIATION、当該国のD1代表機関、競技会主催者が40.1)②のプロモーターに管理を委ねていることを承諾しなければならない。
- 2) 競技参加者(エントラント)はドライバー、チーム、参加車両、キャンペンガールおよびそれらに表記されているスポンサーロゴの肖像権をチーム内で解決した上で、競技会主催者に預託しなければならない。なお、その契約不備に起因する諸問題は、各自の責任において解決する義務がある。

43. 個人情報の取り扱い

D1競技会の参加者(エントラント)は、D1競技会参加申請をおこなうにあたり、参加申請書および申請書に添付して提出された資料に記載された個人情報の取り扱いについて、以下の通り同意しなければならない。

1) 個人情報収集の目的について

個人情報は参加申請書に記された申請目的のために利用するほか、次の目的のために利用することがある。

- ① 各種エントリー・ライセンスのデータベース管理、運用、資料の発送
- ② D1競技会にかかる諸手続きに関する連絡手段
- ③ 競技結果成績の公開データベース構築、結果収録雑誌・DVDへのデータ反映
- ④ 賞金の振込
- ⑤ アンケート調査の依頼
- ⑥ 各種保険の加入
- ⑦ 統計の作成

2) 個人情報の利用および提供について

- ① 提供した個人情報を本項1)の範囲を超えて利用することはできない。
- ② 本項1)の範囲または法令等で要求された場合を除き、提供した個人情報は第三者に開示、提供することはできない。
- ③ D1競技会における業務遂行上、機密保持契約を締結した業務委託先に個人情報を預託する場合がある。この場合には、当該委託先による個人情報の取り扱いについて、厳正に監督、管理されなければならない。

3) 個人情報の開示、訂正、削除

- ① 自己に関する個人情報は競技会主催者に開示するよう請求することができる。
- ② 登録された個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当該国のD1代表機関、競技会主催者およびその関連業務者は速やかに訂正または削除に応じなければならない。

44. 同乗走行イベント

- 1) D1競技会では、競技に参加する車両を使用し、ファンサービスのための同乗走行イベントを競技会内でおこなうことができる。
- 2) 同乗走行イベントに参加できる車両とドライバーは、当該競技会主催者が直接当該ドライバーおよび車両保有者と協議して決定され、それ以外の参加は認められない。
- 3) 同乗走行イベントでのドライバーは、当該競技会参加資格以上のD1ドライバーズライセンス保有者でなければならない。
- 4) 同乗走行に使用する車両の同乗者席は助手席に限定され、当該競技会の参加車両のドライバーズシートとして認められる仕様でなければならない。また、4点式以上のシートベルトで身体が固定され、シート周辺は肢体の接触で負傷しないように配慮されていなければならない。
- 5) 同乗できる者は必ずヘルメットを着用しなければならない。服装は長袖、長ズボン、手袋、靴を着用し、難燃性素材であることが推奨される。